

第 2 2 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 3 年豊川市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、第 9 条、第 1 0 条第 1 項及び第 2 項並びに第 1 2 条第 1 項」を「並びに第 9 条」に改める。

第 2 条第 1 項中第 7 号及び第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とし、第 1 0 号を第 8 号とする。

第 5 条中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ」を「給与の」に改める。

第 9 条中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」を「給与」に改める。

第 1 1 条から第 1 6 条まで、第 1 7 条の前の見出し並びに同条及び第 1 8 条並びに第 1 9 条を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、公益的法人等への派遣職員に対し支給することができる給与の適正化を図るとともに、職員を派遣することができる団体を見直し、併せて豊川市開発ビル株式会社の解散に伴い所要の規定の整備を行う必要があるからである。